

基金だより

Vol.68

発行／東日本硝子業厚生年金基金

平成22年4月30日

CONTENTS

事業状況	平成22年度事業計画及び予算等のお知らせ……………1
お知らせ	長期運営計画の策定について……………4
	規約・規程の一部変更について……………4
	平成21年度主要事業概況……………4
解説	年金機構のここが知りたい！……………5
	在職老齢年金の基準額が47万円に変わりました……………6
事業統計	主要事業事項の傾向／年金資産額と運用利回り……………8

平成22年度事業計画及び予算等のお知らせ

当基金の平成22年度の事業計画及び予算をはじめとする下記の報告事項及び議案事項が、去る2月23日に開催された第95回代議員会において慎重に審議された結果、全会一致で議決・承認されましたのでご報告いたします。

◆報告事項

- 報告第1号 事業実施概況について
- 報告第2号 理事長専決処分について
- 報告第3号 代行保険料率の届出について

◆議案事項

- 議案第1号 平成22年度予算について
- 議案第2号 長期運営計画の策定等について
- 議案第3号 規約・規程の変更について

事業計画（重点事項）

- ①国との記録突合への対応
- ②年金資産の効率的運用
- ③掛金の滞納事業所への督促強化

予算の基礎数値

※（ ）内は前年度予算対比

平成22年度の当基金予算は、次の基礎数値に基づいて作成しました。

事業所数 238事業所 (-1.65%)	加入員数 7,300人 (-2.67%)	中途脱退者 720人 (0.00%)
平均給与月額 367,780円 (-3.26%)	年金受給者数 6,364人 (4.41%)	平均年金額 508,500円 (1.74%)

年金経理

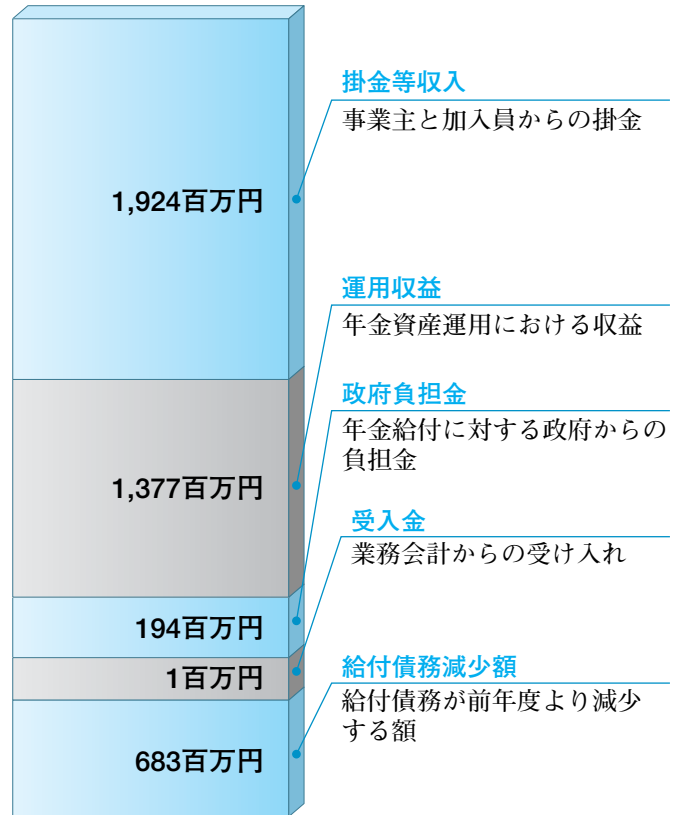
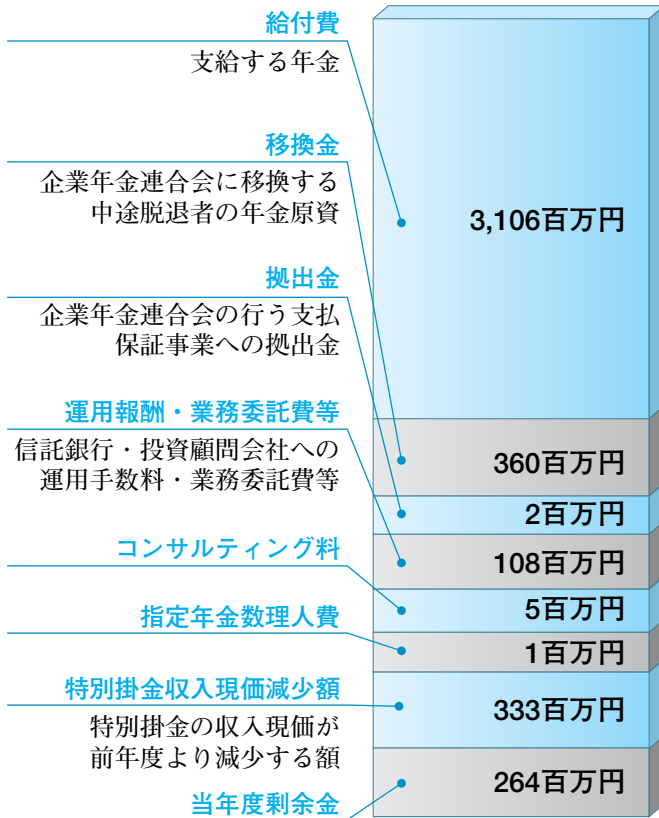
年金給付や年金資産の管理運用を行う経理です。

●平成22年度の収支状況（予定損益計算書）

（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

費用勘定 4,179百万円

収益勘定 4,179百万円



資産と負債の状況（予定貸借対照表）

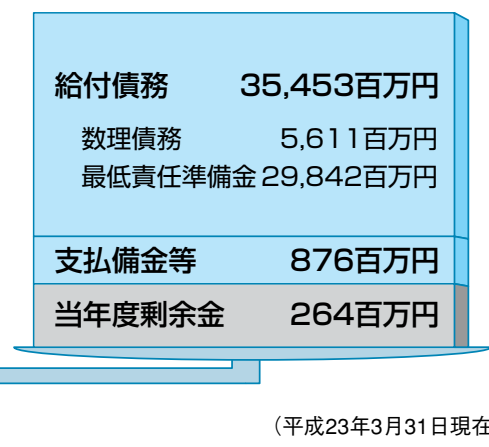
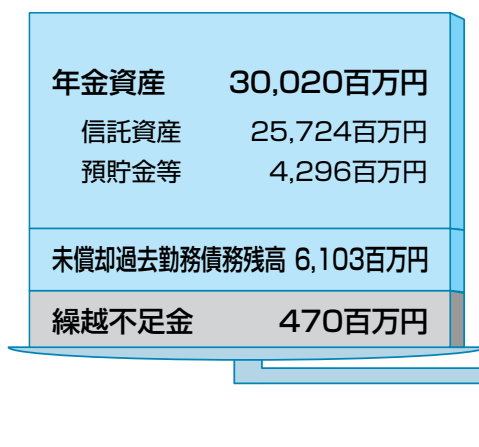
厚生年金基金の財政バランスを検証する指標のひとつに「給付債務」があります。この給付債務とは、将来の給付に備えて基金が現時点で保有すべき数理上の債務額で、その内訳として、基金独自の上乗せ部分に係る「数理債務」と国の代行

部分に係る「最低責任準備金」があります。

具体的には「年金資産＋未償却過去勤務債務残高」と「給付債務＋支払備金等」を比較し、前者の額が大きければ剰余金、後者の額が大きければ不足金を予算に計上することになります。

資産勘定 36,593百万円

負債勘定 36,593百万円



（平成23年3月31日現在）

業務経理・業務会計

基金を運営するための経費を処理する会計です。
今年度も経費の縮減に努めます。

予定損益計算書 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)

予定貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

費用勘定		収益勘定		資産勘定		負債勘定	
事務費	64,552千円	掛金収入	80,248千円	預貯金	154,810千円	預り金	46千円
代議員会費	2,630千円	延滞金・受取利息及び配当収入	810千円	未収事務費掛金	7,998千円	引当金	9,082千円
機械処理経費	13,383千円	当年度不足金	7,295千円	未収金	3,396千円	未払金	105千円
繰入金	300千円			有価証券	20,000千円	繰越剰余金	184,266千円
雑支出	7,488千円			当年度不足金	7,295千円		
合計	88,353千円	合計	88,353千円	合計	193,499千円	合計	193,499千円

業務経理・福祉施設会計

種々の福祉事業を行う会計です。
業務会計同様、経費の縮減に努めます。

予定損益計算書 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)

予定貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

費用勘定		収益勘定		資産勘定		負債勘定	
事務費	10,583千円	受取利息及び配当収入	950千円	預貯金	24,766千円	引当金	54,919千円
福祉給付金	2,700千円	当年度不足金	16,573千円	未収福祉施設掛金	13千円	基本金	800,900千円
雑支出	4,240千円			有価証券	472,770千円	繰越剰余金	136,418千円
合計	17,523千円	合計	17,523千円	合計	992,237千円	合計	992,237千円

資産運用状況報告 (速報)

(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

	期末時価資産額	評価損益額	修正総合利回り
信託銀行(4行)	1,782,896万円	△54,355万円	21.96%
投資顧問会社(4社)	873,883万円	△88,704万円	19.54%
合計	2,656,780万円	△143,060万円	22.16%

長期運営計画の策定について

厚生労働省は、企業年金の厳しい財政状況を乗り切るため、昨年7月10日付で財政運営の弾力化を決定しました。基金では、毎決算ごとに継続基準、非継続基準の検証が義務付けられていますが、ほとんどの基金がいずれかの検証に抵触している状況で、当基金も抵触し、昨年9月開催の代議員会で弾力化措置を採用することが決定されました。弾力化措置を採用することにより、基準に抵触し、平成22年4月から掛金の引上げが必要な基金にあっては、「長期運営計画」の策定を条件に、2年間（平成24年3月31日まで）掛金の引上げが猶予されます。

この「長期運営計画」の策定については、指定年金数理人等と協議し、代議員会の議決が必要となっています。今回開催しました代議員会において上程し、内容について審議いただき可決されました。今回策定した「長期運営計画」は、具体的な内容でなく、今後どうして行くか方向性を示すものとなりました。「長期運営計画」の提出期限である平成22年2月26日付で、代議員会会議録を添付し、厚生労働大臣あて届出を行いました。

規約・規程の一部変更について

・規約の一部変更について

(1) 理事及び代議員定数の是正（次回総選挙から施行）

代議員の定数を「30人」から「26人」に、理事の定数を「14人」から「12人」に変更しました。

(2) 設立事業所の減少に伴う掛金の一括徴収規定の一部変更（平成22年4月1日施行）

減少設立事業所に係る掛金の一括徴収の取扱いについて、設立事業所が減少する場合の定義や倒産等による脱退特別掛金の徴収に係る問題点を考慮し、次の点について取扱いを変更しました。

- ・設立事業所の減少とは、任意脱退・合併・全部事業譲渡をする場合をいうこと。
- ・倒産等・休業は、一括徴収の対象から除くこと。
- ・一部事業譲渡・会社分割は、一括徴収の対象とすること。

※規約の新旧対照表および最新規約（平成22年4月1日改訂・PDF版）は、当基金のホームページに掲載しています。

・規程の一部変更について

(1) 運用管理規程の一部変更について（平成22年2月23日施行）

「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」が「ブラックロック・ジャパン株式会社」と合併したことに伴い、運用管理規程の「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」を「**ブラックロック・ジャパン株式会社**」に改めました。

(2) 財務及び会計規程の一部変更（平成22年2月23日施行）

「厚生年金基金の財政運営について」が一部改正されたことに伴い、次の勘定科目が追加されました。

- ①最低責任準備金（継続基準）
- ②資産評価調整額

平成21年度・主要事業概況（平成22年3月末）

事業所数	加入員数	平均標準給与月額	受給者数	平均年金額	慶弔金
237事業所	男子 4,982人 女子 2,242人 計 7,224人	男子 328,899円 女子 223,871円 計 296,303円	6,120人	504,966円	101件 194万円

日本年金機構のここが知りたい!

Q

1月に日本年金機構がスタートしましたが、どのような特徴のある組織なのでしょうか。また、年金制度と私たちの関係に何か変化があるのでしょうか。

A

日本年金機構は、公的年金の運営業務を行うことを目的に設立された非公務員型の公法人です。日本年金機構の設立によって変わった点・変わらない点の主なポイントは以下のとおりです。

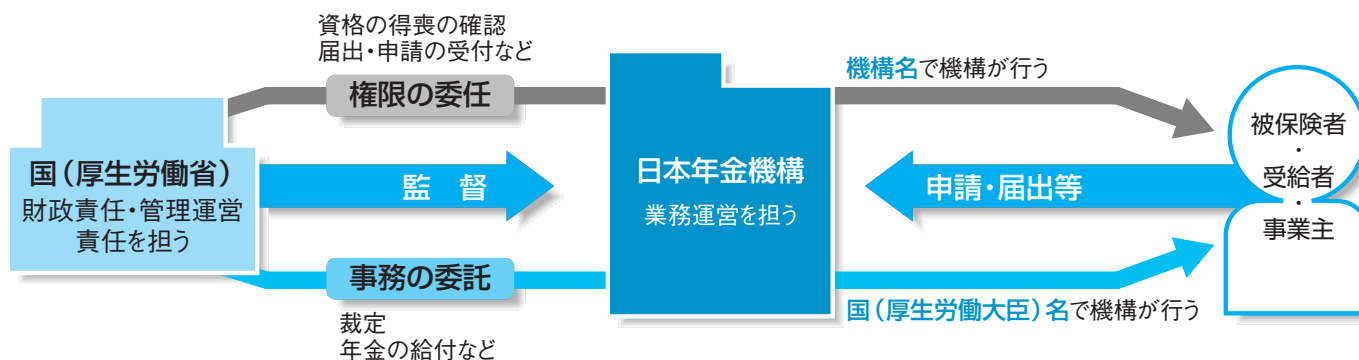


社会保険庁を引き継ぐ組織です

「日本年金機構」は、社会保険業務の適正な運営と国民の信頼確保を図るための改革として、これまで社会保険庁が運営してきた公的年金（国民年金・厚生年金保険）に関する届出処理などを引

き継ぐ組織として設立されました。

これまで社会保険庁や社会保険事務所の名義で届いていた関係書類は、厚生労働省または日本年金機構の名義に変わります。



社会保険事務所が年金事務所に変わりました

各都道府県ごとに設置されていた社会保険事務局は廃止され、代わって全国を9ブロックに分け、それぞれにブロック本部が設置されました。

また、社会保険事務所は名称が年金事務所に変わりましたが、住所・電話番号、相談窓口での手続きなどは従来どおりです。

公的年金を受けるための条件や年金額は変わりません

日本年金機構設立後も、公的年金については引き続き国が財政責任・管理運営責任を担います。したがって、国民年金や厚生年金を受けるための条件や年金・一時金の額も従来どおりです。

●ホームページも新設されました

年金額簡易試算や年金見込額試算のほか、当月の相談日および相談受付時間が確認できる「年金のカレンダー」など、詳しい情報については日本年金機構のホームページをご覧ください。

アドレス <http://www.nenkin.go.jp/>



在職老齢年金の基準額が 47万円に変わりました



65歳以上の在職老齢年金の支給停止が始まる基準額が、48万円から47万円に変わりました。同時に、60歳以上65歳未満の在職老齢年金の計算方法が変わる基準額も48万円から47万円になりました。在職老齢年金と今回の変更点についてご解説します。

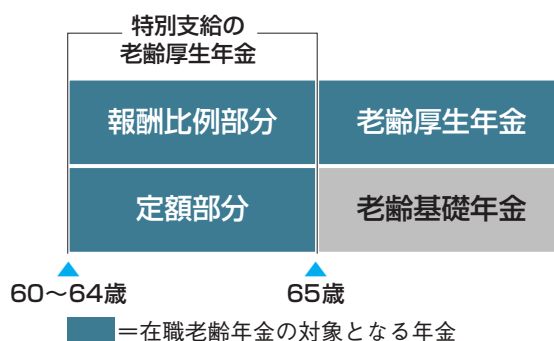
在職老齢年金とは？

60歳以上の人が年金を受けながら、会社で働いて厚生年金に加入する場合、「基本月額」と、その月の給与と直近1年間の賞与の月割額を足した額（「総報酬月額相当額」）の合計によって年金が減額されます。このしくみを「在職老齢年金」といい、65歳未満と65歳以上で計算方法が異なります。

「基本月額」と「総報酬月額相当額」

基本月額

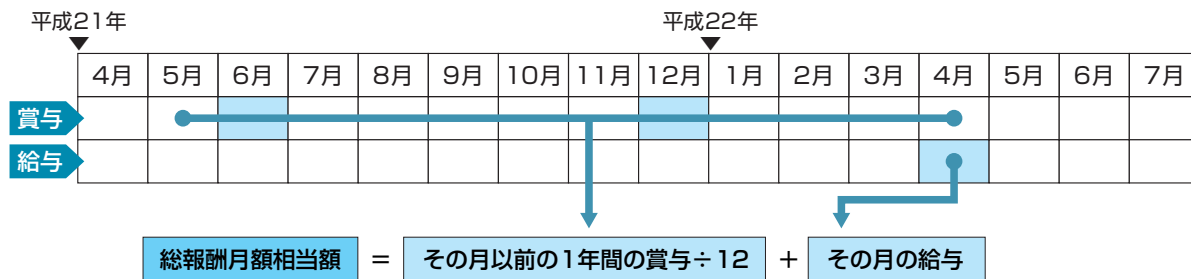
在職老齢年金の支給調整の対象となるのは老齢厚生年金です。60代前半で支給される特別支給の老齢厚生年金は、報酬比例部分と定額部分両方が対象となり、65歳以上の場合は、老齢厚生年金と老齢基礎年金のうち、老齢厚生年金のみが調整の対象となります。老齢厚生年金加給年金額は除く。厚生年金基金加入者は、基金代行部分も含めます。



$$\text{基本月額} = \text{老齢厚生年金の額} \div 12$$

総報酬月額相当額

その月の給与（標準報酬月額）と、その月以前の1年間に受けた賞与（標準賞与額）の総額を月割にした額の合計が「総報酬月額相当額」となります。総報酬月額相当額は毎月計算し直されます。



◆厚生年金に加入しない場合は、支給調整はありません

在職老齢年金の支給調整があるのは、年金を受給しながら会社で働いて、厚生年金に加入した場合のみです。年金を受給しながら働いても、「勤務日数や時間が一般社員の4分の3未満」などの理由や、個人事業主で厚生年金に加入しない場合は、在職老齢年金の対象にはならず、支給調整もありません。

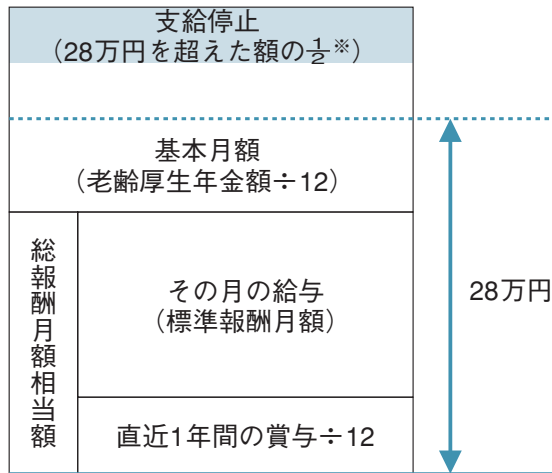
60歳以上65歳未満の在職老齢年金

60歳以上65歳未満の在職老齢年金は、基本月額と総報酬月額相当額の合計が28万円を超えると、超えた額の2分の1に相当する額の年金が減額されます。この28万円の基準額は従来からのもので変わりません。ただし、これまでは、総報酬月額相当額が48万円を超える場合に支給停止額の計算方法が変わっていたものが、**47万円を超える場合**に変更されました。

■ (60歳以上65歳未満) 在職老齢年金の計算式

$$\text{支給停止額} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 28\text{万円}) \times \frac{1}{2}^{\ast}$$

※計算式は、基本月額が28万円以下、総報酬月額が**47万円**以下の場合。



■ 【60歳以上65歳未満】在職老齢年金 早見表

単位：万円

基本月額	総報酬月額相当額					
	9.8万円	14.2万円	18万円	24万円	32万円	38万円
5万円	5.0	5.0	5.0	4.5	0.5	0.0
10万円	10.0	10.0	10.0	7.0	3.0	0.0
15万円	15.0	14.4	12.5	9.5	5.5	2.5
20万円	19.1	16.9	15.0	12.0	8.0	5.0
25万円	21.6	19.4	17.0	14.5	10.5	7.5

※早見表の見方

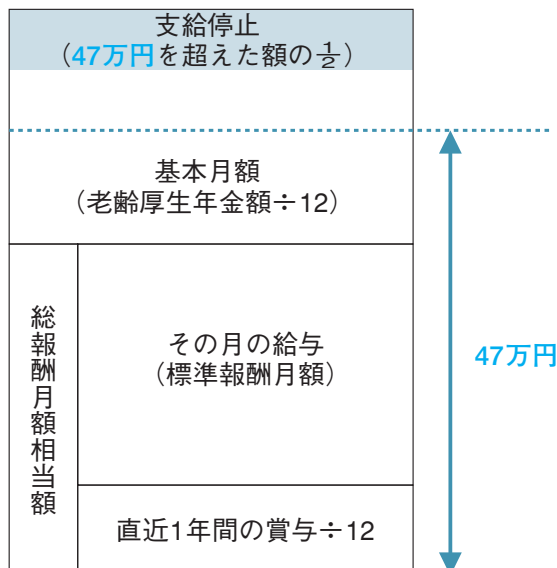
縦の基本月額と、横の総報酬月額相当額が交差する数字が、在職老齢年金の調整後に支給される年金となります。

65歳以上の在職老齢年金

65歳以上の在職老齢年金は、これまで、老齢厚生年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計が48万円を超えたときに、超えた額の2分の1に相当する額の年金が減額されていましたが、この基準額が**47万円を超える場合**に変更されました。

■ (65歳以上) 在職老齢年金の計算式

$$\text{支給停止額} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円}) \times \frac{1}{2}$$



■ 【65歳以上】在職老齢年金 早見表

単位：万円

基本月額	総報酬月額相当額					
	20万円	25万円	30万円	40万円	45万円	50万円
4万円	4.0	4.0	4.0	4.0	3.0	0.5
6万円	6.0	6.0	6.0	6.0	4.0	1.5
8万円	8.0	8.0	8.0	7.5	5.0	2.5
10万円	10.0	10.0	10.0	8.5	6.0	3.5
12万円	12.0	12.0	12.0	9.5	7.0	4.5
14万円	14.0	14.0	14.0	10.5	8.0	5.5
16万円	16.0	16.0	16.0	11.5	9.0	6.5

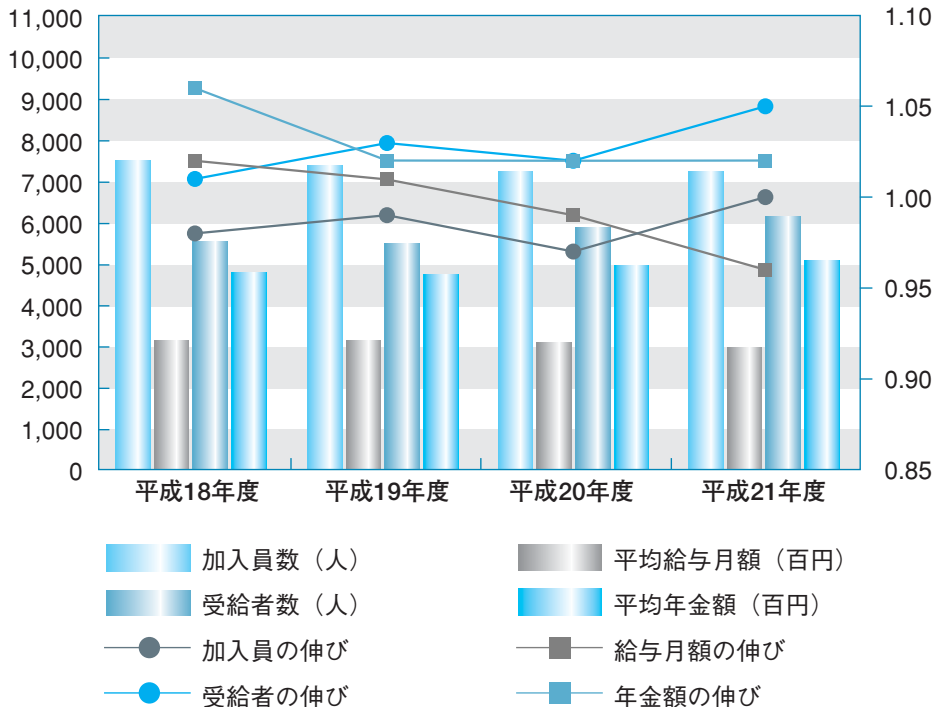
※早見表の見方

縦の基本月額と、横の総報酬月額相当額が交差する数字が、在職老齢年金の調整後に支給される年金となります。

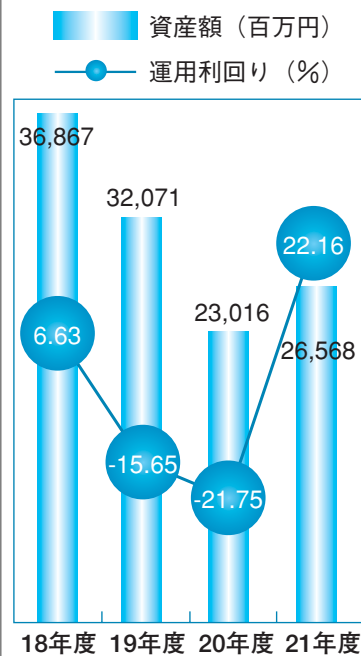
事業統計

年金受給者数、平均年金額の増加、給与月額額の減少により、さらに成熟度が上昇

主要事業事項の傾向



年金資産額と運用利回り



「年金はいくらもらえるの?」「在職老齢年金ってどういうもの?」「基金や国の年金制度はどんなもの?」など、年金のことならなんでもご相談ください。

年金相談コーナー

来所、電話、ファクシミリ、手紙、当基金ホームページ等によりご利用ください。

TEL 03-3633-6445

FAX 03-3633-7125

E-mail info@glskkn.com



ガラス基金ホームページ

東日本硝子業厚生年金基金では、ホームページを開設してインターネット上で各種の情報をご提供しております。ホームページの開設内容は以下のとおりです。皆さん、是非ご利用ください。

アクセスは <http://www.glskkn.com/>

- | | | |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 基金の概要 ● 規約と規程 ● 予算と決算 ● 給付のしくみ | <ul style="list-style-type: none"> ● 年金のご相談 (24時間) ● 基金の現況 ● 広報誌関係 | <ul style="list-style-type: none"> ● 各種届出様式 ● 掛金額表 <p>etc</p> |
|---|---|---|

